



大塚グループ サステナブル調達ガイドライン

大塚ホールディングス株式会社

2024年5月

サプライヤーの皆さまへ

大塚グループは、世界の人々の健康に貢献する革新的な製品を創造する **Otsuka-people creating new products for better health worldwide** を企業理念としています。

大塚グループは、この企業理念に沿った事業活動を永続的に実現するために、国連グローバル・コンパクト 10 原則や、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言等の国際規範を支持、尊重し、持続可能な責任ある調達(サステナブル調達)活動を推進しています。

このサステナブル調達においては、品質・安全性・安定供給に加え、人権、労働環境、腐敗防止、自然環境等にも配慮したサプライチェーンの構築が肝要であり、サプライヤーの皆さまのご理解とご協力が不可欠です。

このような考え方から、大塚グループは「大塚グループ サステナブル調達ガイドライン」を制定し、当社グループの方針および取り組み内容の説明に加え、サプライヤーの皆さまならびにサプライチェーン上流に位置する企業の皆さまにご協力いただきたい事項を記載しました。

サプライヤーの皆さまにおかれましては、大塚グループより求められた場合に、本ガイドラインに対する同意書のご提出、本ガイドラインに沿ったお取り組み状況確認のためのアンケート調査や訪問調査、情報提供の協力をお願いします。また、本ガイドラインに記載している内容が遵守されていない状況が確認された場合には、改善対応をお願いさせていただきます。なお、長期に渡って改善がなされず、著しい逸脱が継続する場合や、改善の意向が確認されない場合には、当社グループとのお取引の継続を見直す可能性があります。

大塚グループは、サプライヤーの皆さまと共に、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に取り組み、双方の企業価値の向上を目指してまいります。

本ガイドラインへのご理解ならびにご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

【本ガイドラインの記載について】

- 本ガイドラインにおいて「サプライヤー」とは原材料、有効成分、部品、完成品またはその他の製品を大塚グループに供給いただいている調達取引先のことを意味します。
- 大塚グループの事業内容は、医薬品や機能性飲料、食品、化粧品、化学品など多岐にわたるため、本ガイドラインの記載内容には、サプライヤー各社様の事業内容とは関係の薄い記述もありますが、現在グローバルで大塚グループがどのように本取り組みを推進しているかをご理解いただきたく、包括的な記載となっています。ご理解のほどお願いいたします。

■ 目次 ■

1. 人権・労働	3
① 人権の尊重	3
② 差別および非人道的な扱いの禁止.....	3
③ 多様性の受容、公平性	4
④ 労働者の権利の尊重	4
A) 強制労働の禁止	4
B) 児童労働の禁止.....	4
C) 長時間労働の排除.....	5
D) 適切な賃金および福利厚生	5
⑤ 結社の自由および団体交渉権の尊重.....	5
⑥ 労働安全衛生	6
2. 誠実な事業活動	7
① 法令遵守.....	7
② 公正な競争	7
③ 贈収賄および汚職の防止	8
④ 利益相反の回避	8
⑤ 知的財産の保護	8
⑥ 動物福祉の推進	9
3. 環境経営	9
① 環境保全.....	9
② 環境に関する許認可.....	9
③ 温室効果ガス排出量の削減.....	10
④ 汚染防止に向けた廃棄物、排出物の適切な管理と削減	10
⑤ 持続可能な資源の活用および生物多様性への影響抑制	11
4. プライバシーと機密性	11
① 機密・非公開情報の保護	11
② プライバシーの尊重とデータの保護	11
③ 情報セキュリティの強化.....	12
5. 品質の確保と卓越した業務	12
① 品質と業務の管理.....	12
② 継続的改善と事業継続	12
6. 責任ある原材料調達	13
7. 管理体制の構築	13
① 教育および能力の開発	13
② モニタリング.....	14
③ スピーク・アップ・カルチャー - 懸念事項の特定	14
④ スピーク・アップ・カルチャー - 懸念事項の提起と報告	14

1. 人権・労働

大塚グループは、世界の人々の健康に貢献しながら持続的な成長を目指すにあたり、人を大切にするという創業当時の経営方針のもと、自らのすべての事業活動は、人権尊重を前提に成り立っているものでなくてはならないと認識しています。そのため、当社グループでは、高い倫理観に基づき事業活動を行う意思を表した「大塚グループ・グローバル行動規準」のもと、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たしていく指針として「大塚グループ 人権方針」を定め、取り組みを推進しています。

[大塚グループ・グローバル行動規準](#)
[大塚グループ 人権方針](#)

① 人権の尊重

人権を尊重するための体制の構築と具体的な取り組みの実施をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 人権に対する考え方や対応方針などを明文化する
- 人権の尊重を確実に実践するための体制を構築する(責任者・担当部署の設置)
- 事業が人権に与える影響(人権侵害リスク)を特定・評価し、その影響を防止・軽減するための対策を講じる
- 事業を展開する国や地域の人権に関する法令等を把握し、定期的に情報を入手する
- すべての労働者に対し、人権に対する考え方を理解するための教育の機会を定期的に提供する

【期待される取り組み】

- 人権方針において人権に関する国際規範(※)を尊重することを明文化する
- 人権尊重に関する取り組みの実効性を評価する
- 人権尊重に関する方針や具体的な取り組み・実績を社外へ公表する

(※)人権に関する国際規範には「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連グローバル・コンパクト」などがあります。

② 差別および非人道的な扱いの禁止

差別や非人道的な扱い(※)のない尊重される職場づくりにお取り組みください。個人の人種、肌の色、民族性、宗教、政治団体や組合への加入、性別、性差、性的指向・性自認、年齢、国籍、家系と出自、配偶者の有無、障がい、遺伝情報、軍隊への所属、その他法令で保護された特性に基づくいかなる差別も認めてはなりません。

(※)非人道的な扱いとは、労働者に対する暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含めたあらゆるハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・肉体的な抑圧、いじめ、公の場での侮辱やみせしめ、言葉による虐待などを含む。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 採用、賃金、昇進、報酬、教育訓練の機会などの雇用慣行における差別の禁止、ハラスメントなど非人道的扱いの禁止の方針を明文化する
- 差別や非人道的な扱いを防止するための手順を定め、教育機会を提供する
- 差別などの問題が発生した場合に、事実関係の確認や再発防止に向けた措置を講じるための仕組みを構築する
- 同一労働・同一賃金に向けた取り組みを行う

【期待される取り組み】

- 差別や非人道的扱いの禁止に違反した場合の懲戒方針を定め、すべての労働者に周知する

- 労働者または採用候補者に対して、差別的に使用される可能性のある医療検査(※)を求めない
(※)雇用継続や採用の条件として妊娠検査等を実施しないことを指します。また、安全衛生上の理由で必要な場合を除き、採用候補者および労働者に妊娠の有無を尋ねることや、結婚または妊娠を理由に、採用および雇用状況に悪影響となる決定を行うことを許容しません。

③ 多様性の受容、公平性

組織内における多様性の受容、公平性の重要性を認識し、これらの価値観が尊重される環境づくりに取り組みください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 現地法令等に基づいた妊娠・出産・育児に関する制度を整える
- 多様性の受容、公平性に関する取り組みを行う
(取り組み例) 女性の活躍推進施策の実施 男性育休の推進
障がい者の雇用促進 外国人の雇用促進
ジェンダー平等への理解促進に向けた取り組み 介護と仕事の両立を支える制度づくり
時短勤務や在宅勤務など多様な働き方制度の整備、等

【期待される取り組み】

- 宗教上の慣行に対し、合理的な配慮を講じる

④ 労働者の権利の尊重

A) 強制労働の禁止

あらゆる形態の強制労働(※)を禁止し、精神的・身体的な罰または虐待や脅迫のない職場環境を保持してください。すべての労働は自発的なものでなければならず、労働者はいつでも退職または雇用を終了する自由を有しています。事実誤認を招くようなまたは不正な採用慣行を行わないこと、および主要な雇用条件に関するすべての情報を労働者に開示してください。

(※)強制労働とは、人身取引・拘束(債務による拘束を含む)、奴隷労働、年季奉公、非自発的な囚人労働など、あらゆる形態による強制的な労働を含みます。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- すべての労働者に母国語または本人が理解できる言語で作成された雇用契約書を提供し、雇用契約を行う
- 雇用契約や就業規則に、退職に関する違約金や退職の通告等に不当な制限が記載されていない
- 労働者の身分証明書、パスポート、労働許可証などを雇用者側で保持、破棄、隠匿、没収しない(※)
- 会社が提供する施設(寮や住居を含む)への出入りや、施設における労働者の自由な移動に対して、不合理な制約を課さない
- 仕事を得る代償として労働者に金銭を求めることや、人材紹介手数料などの雇用に関連する手数料を労働者が負担することのないように対策を講じる
(※)法律で雇用者による一定期間の保持が認められる場合であっても、労働者が制限なくアクセスできるようにすることを指します。

【期待される取り組み】

- 労働者が雇用に関連する費用を支払ったことが判明した場合は、その費用を当該労働者に返金する

B) 児童労働の禁止

国連グローバル・コンパクトの定める児童労働を禁止します。労働者はすべて、年齢および義務教育に関連し適用される現地の法令要件を満たさなければなりません。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 年齢および義務教育に関連し適用される現地の法令要件を満たさない児童を雇用しない、または就労させないことを方針として明文化する

- ・ 国内または国際的に認められた身分証明書(出生証明書、パスポートなど)により、労働者の年齢を確認するための管理体制を整備する
- ・ 18歳未満の労働者(若年労働者)を雇用する場合、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務(夜勤や長時間労働含む)について現地法令等で定められた業務には従事させない

【期待される取り組み】

- ・ 児童労働が判明した場合には、対象児童に支援／救済措置を提供する
- ・ 職場学習プログラムを通じて学生労働者を受け入れる場合、
 - 適用される法規制に基づき運用し、学生労働者の勤務実態や賃金など適切な管理を行う
 - 提携教育機関のデュー・ディリジェンス(※)を行う

(※)職場学習プログラムが、教育機関における学生労働者の学習目標や学習内容に適合しているかを確認することや、教育機関による不正(学生労働者の不当な斡旋や、学生労働者の採用や管理などにおいて仲介業者を活用するなど)がないかについて確認を行うことなどが含まれます。

C) 長時間労働の排除

各国の法令や業界標準において定められた限度を超えないよう、労働時間の適切管理をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 現地法令等で定められた労働時間の上限を超えないよう、すべての労働者の労働時間を労働日ごとに管理する
- ・ 現地法令等で定められた休日および休暇取得の権利を認める

【期待される取り組み】

- ・ 7日間に1日以上の日以上の休日取得および休暇取得の権利を認める
- ・ 週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて60時間を超えないよう努める
- ・ 強制的な時間外労働の排除に努める

D) 適切な賃金および福利厚生

各国の法律や業界標準に沿った賃金や福利厚生を提供し、最低賃金・時間外手当を含め適用される法令に従って労働者に適切な対価を支払う体制整備をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 最低賃金や時間外労働の割増賃金率に適用される現地法令等を遵守して賃金を支払う
- ・ 各支払期間の十分な情報(例:賞与・時間外手当・深夜手当・控除)が記載された、給与明細書を遅滞なく労働者に提供する
- ・ 現地法令等で定められた福利厚生を提供する
- ・ 例外として懲戒目的での減給が現地国内法で許容されており、かつ自由に交渉された団体協約で合意されている場合を除き、懲罰を理由とした減給やその他の賃金控除をしてはならない
- ・ 最低賃金を超える、または生活賃金を満たす賃金を支払う方針を明文化する

⑤ 結社の自由および団体交渉権の尊重

現地法令等で定められた労働者が自由に団結する権利および団体交渉する権利が尊重される環境づくりにお取り組みください。労働者が、報復、脅迫、または嫌がらせに対する脅威を感じることなく、労働条件に関する開かれたコミュニケーションや、労働者(該当する場合は指定された労働組合職員)と経営者が率直な意思疎通をはかることができる場を設けることに努めてください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 現地法令等に基づいて、労働者が自らの意思で労働組合を結成・加入するまたはしない権利、団体交渉の権利を認める

【期待される取り組み】

- 労働者が報復、脅迫や嫌がらせを恐れずに、労働条件や経営に関する意見や懸念事項について経営者と定期的にコミュニケーションを図る場を提供する
- 労働組合の代表またはメンバーである労働者が差別、報復、脅迫、嫌がらせ、ハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できる
- 現地法令等で組合結成や団体交渉の自由が制限されている場合、労働者の合法的な代替手段の開発を支援する

⑥ 労働安全衛生

安全な作業手順に従い、安全衛生上、または化学的、物理的、生物学的な危険に過度にさらされることから労働者や関係者を保護するなど、安全に働く環境(設備・機械の安全対策および、会社の提供する住居や食堂などの施設を含む)の提供をお願いします。また、対応計画や手順を通じて、潜在的な緊急事態を特定・評価し、その影響を最小限に抑えるよう対処をお願いします。加えて、この分野での取り組みを母国語または内容を十分に理解できる言語で文書化し、労働者および関係者に対して説明できる体制の整備をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 職場における労働安全衛生に関する方針を定め、対応手順を明文化し、体制を整備する
- 労働災害や事故を防止するため、潜在的な安全衛生上のリスク(※1)を特定・評価し、リスク軽減のための対策(※2)を通じて管理する
- 事故や、地震などの自然災害による緊急事態の影響を特定、評価し、以下のような取り組みを通じて、その影響を最小限に抑える
 - 緊急時の対応計画および対応手順を明確化する
 - 緊急時通報のプロセスを整備し、緊急対応にあたる人員および連絡先を定める
 - 防災訓練は、少なくとも年に1度、または現地法令等の要求、いずれかのより厳しい方法で実施する
- 施設内で使用する機械(生産設備、装置等)や設備(火災報知器、消火器、非常灯等)は、定期的に点検を行い、適切に管理する
- 労働者には適切で正しく維持管理された個人保護具を提供し、適切に使用されるよう管理する
- すべての労働者に対して、労働安全衛生に関連する教育を定期的に提供する
- 身体的に負荷がかかる作業や有害物質を取り扱う作業がある場合は、安全衛生の観点から特別な配慮(※3)を行う
- 職場において事故や負傷者が発生した場合、その原因を特定し、適切な是正対応を行い再発防止に努めるとともに、対応を文書化し記録を保持する
- 労働安全衛生上の観点から、労働者の特性に合わせた配慮を行う(年齢や背の高さに加え、妊娠中または出産直後の女性、身体的困難や不自由を抱える者など)

(※1)安全衛生上のリスク: 人体や健康に有害な影響を及ぼす可能性のある物質、電気等のエネルギー源、火災、車両、および怪我・墜落の危険源など

(※2) リスク軽減のための対策: ①危険性または有害性の除去・低減(プロセスや物質の代替)、②工学的対策(防護設備の設置)、③管理的対策(マニュアルの作成、安全データシート(SDS)の取得・掲示、教育)、④個人用保護具の使用、など体系的なアプローチ(ヒエラルキー・コントロール)に基づく対策を実施する

(※3)特別な配慮: 作業環境測定の実施、労働者に対する特殊健康診断の実施、配置転換など

【期待される取り組み】

- すべての労働者に対して、清潔なトイレの提供や衛生的な飲料水へのアクセスを確保する
- 職場外の会社の提供する施設(食堂や宿舎など)がある場合、それらの安全衛生に関する方針を定め、職場と同様に適切に管理する
- 外国人労働者に対して、労働安全衛生に関する業務上必要な文書について、母国語または十分に理解可能な言語で記載されたものを提供する
- 自社の労働者に加え、職場に出入りする入構者(訪問者、運送ドライバー、修理業者などの外部作業員等)の安全にも配慮する

2. 誠実な事業活動

大塚グループは、高い倫理観に基づいた誠実な事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆さまからの信頼を得ると共に革新的な製品を創造し、世界の人々の健康に貢献することを目指しています。この意思を表すために「大塚グループ・グローバル行動規準」を制定し、当社グループで業務に携わるすべての人々が本規準を遵守することを求めています。加えて、行動規準が定める重要項目をより具体化した「大塚グループ・グローバル腐敗防止規程」「大塚グループ・グローバル利益相反ポリシー」「大塚グループ知的財産ステートメント」など各種ポリシーの制定やステートメントを表明し、誠実な事業活動に努めています。

[大塚グループ・グローバル行動規準](#)

[大塚グループ・グローバル腐敗防止規程](#)

[大塚グループ・グローバル利益相反ポリシー](#)

[大塚グループ知的財産ステートメント](#)

① 法令遵守

業界特有の規則や要求事項を含む、事業展開する国や地域で適用されるすべての法令および規則に準拠した事業をお願いします。従業員のコンプライアンス意識を醸成して不正行為・不法行為を予防するとともに、疑わしい行為に関する懸念を迅速に報告するためのコンプライアンス体制を整備してください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 事業展開する国や地域で適用されるすべての法令および規則の最新情報を定期的に確認し、社内に適用する仕組みを構築する
- 事業者課されている様々な各種関連法令を理解し、事業に必要な許可、認可、免許の取得または届出を行い、また品質基準、表示方法、書類交付、定期報告、取引記録作成等、必要事項を遵守する
- 適用される輸出入管理ルール、経済制裁、関税および貿易管理法令を遵守しているかを確認する手順を定め、定期的に確認する

【期待される取り組み】

- 法令違反や罰金・罰則の適用があった場合に、その情報および是正状況を正しく記録し、必要に応じてステークホルダーへ報告または公表する

② 公正な競争

取引にあたっては、誠実かつ正確に対応し、大塚グループや大塚グループとの関係、または大塚グループの製品等について誤った発信や表示を行わないよう努めてください。また、独占禁止法等の関連法規を遵守し、市場での公正な競争をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 同業他社との間で製品・サービスの価格、量、販売地域等の情報交換、合意(カルテル)や、他の入札者との間で落札者や落札価格の情報交換、取り決めを行う(入札談合)等、競争を阻害する行為を行わないための方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- 購入者や委託者という立場を利用して、取引先等との取引条件を一方向的に決定し、不合理な要求や義務を課さないための方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- 原産地、品質などに関する虚偽表示や、顧客に誤認を生じさせるような表示を行わないための方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する

【期待される取り組み】

- 公正な競争に関する方針に違反した場合の懲戒方針を定め、すべての従業員に周知する

③ 贈収賄および汚職の防止

贈収賄や汚職を禁止する法律を遵守ください。直接または間接的に、取引先の従業員、組織、または大塚グループ各社に対して、不適切な利益を得ることを目的として、価値あるものを提供したり受け入れたりしないでください。また、不正と疑われるような行動をとらないよう努めてください。

取引内容を完全かつ正確に反映した帳簿および記録を保持してください。会計記録や生産工程における規則等、適用される法律、規制、ガイドラインおよび業界標準の遵守を示す文書を作成して保持してください。

仮に現地法令等で認められている場合であっても、ファシリテーションペイメント(業務を円滑に進めるために政府職員に対してなされる支払い)を禁止します。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 汚職・贈収賄、およびファシリテーションペイメントを禁止する方針を定め、すべての従業員に研修等の教育を提供する
- 適用される汚職・贈収賄禁止に関するすべての法令等を遵守しているかを確認する手順を定め、定期的に確認を行う
- 取引内容を完全かつ正確に反映した帳簿および記録を保持する
- 会計記録や生産工程における規則等、適用される法律、規制、ガイドラインおよび業界標準の遵守を示す文書を作成し、保持する

【期待される取り組み】

- 贈収賄や汚職のリスクが高い領域(事業または業務)を特定し、リスク低減に向けた防止措置を講じる
- 贈収賄や汚職禁止方針に違反した場合の懲戒方針を定め、すべての従業員に周知する

④ 利益相反の回避

自社およびその役員または従業員の利益と、個人、顧客、取引先または第三者(業務委託先や競合他社など)の利益との相反を回避し、管理するための適切な仕組みを構築してください。不公平な利益供与や利益相反の疑いを避けるため、個人、顧客、取引先または第三者の従業員に華美な贈り物等を提供しないでください。もし、大塚グループとの取引において潜在的な利益相反が生じた場合、あるいはその可能性がある場合には、直ちに大塚グループへ通知してください。これには、個人的な関係、投資、外部活動、雇用の提供、個人的な利益追求から生じる相反を含みます。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 不適切な利益供与や利益相反を回避するための方針または手順を定め、それが適切に行われているかを確認する仕組みを構築する
- 大塚グループとの取引において利益相反の可能性が発生した場合には、直ちに通知する

【期待される取り組み】

- 不適切な利益供与や利益相反に関する方針に違反した場合の懲戒方針を定め、すべての従業員に周知する

⑤ 知的財産の保護

他社の知的財産権(※)を十分に尊重し、知的財産に関連する法令を遵守するとともに、知的財産に関する意識の向上をお願いします。

(※)知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等が含まれます。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 顧客や取引先を含む第三者の知的財産を十分に尊重し、不正入手や無断使用を防ぐための方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する

⑥ 動物福祉の推進

製品の開発に使用されるすべての動物は倫理的にお取り扱いください。また、科学的に有効で規制当局に受け入れられる場合には、動物の使用を代替、使用する動物の数を減らすとともに、苦痛を最小限に抑えるよう努めてください。また、畜産物については、動物福祉の考え方に基づいて飼養管理をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 動物の倫理的な使用に関して、適用されるすべての法令等を遵守しているかを確認する手順を定め、定期的に確認する
- 動物の使用は、動物実験や研究に取って代わる選択肢を考慮したうえで、使用する動物の数を減らすとともに、苦痛を最小限に抑え実施する

【期待される取り組み】

- 第三者機関による定期的な調査を実施し、動物の倫理的扱いが確保されているか確認する
- 畜産物に適用される法令等に準拠し、動物福祉の考え方に対応する飼養管理をする

3. 環境経営

大塚グループは、トータルヘルスケア企業として健やかな未来を見据え、事業活動におけるすべての環境負荷をゼロにするという 2050 年環境ビジョン「ネットゼロ」を掲げ、「大塚グループ環境方針」を制定し、目標の設定とその達成に向けてグループ一体となって取り組んでいます。

[大塚グループ環境方針](#)

① 環境保全

環境負荷を最小限に抑えるため、環境に関して責任ある効果的な方法で事業運営を行ってください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 環境マネジメント体制(環境方針を含む計画の策定から実行、対応状況の確認および評価、見直しまでの PDCA サイクル)を構築する
- 環境負荷を最小限に抑え、環境保全を確実に実践するための体制を構築する(責任者・担当部署の設置)

【期待される取り組み】

- 環境保全に関する方針や具体的な取り組み・実績を社外へ適切に公表する
- 環境マネジメントに関する第三者認証(*)を取得する
(*)ISO14001、EMAS などの国際的な環境認証やエコアクション 21 などの各国・地域での環境認証等

② 環境に関する許認可

適用されるすべての環境に関する規制、法律、規範、およびその他の政府の要件や許認可を遵守ください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 事業を展開する国や地域の環境に関する法令等および必要となる政府等の許認可を把握し遵守するとともに、定期的に情報を入手する
- ・ 必要となるすべての環境許可証について、最新の状態が維持されているか確認する手順を定め、定期的に確認する

③ 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガスの削減に向けた省エネルギーを推進してください。温室効果ガス削減目標を設定し、排出量の定期的な測定・記録を行い、目標達成に向けた取り組みをお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 自社における温室効果ガス排出量(※)削減の定量的な目標を設定する
- ・ 自社における温室効果ガス排出量を定期的に測定・記録し、目標達成に向けた進捗を管理する
- ・ 自社における温室効果ガス排出量の削減に向け、製品・事業活動・業務プロセスの見直し、改善を図る

(※) 自社における温室効果ガス排出量とは以下の範囲を想定します。

- ・ Scope 1: 自社での燃料の使用などによる直接的な排出
 - ・ Scope 2: 自社が購入した電気などによる間接的な排出
- (取り組み例) エネルギー消費の少ない製品の設計 再生可能エネルギーへの切り替え
製品輸送時の共同配送 環境負荷の小さい鉄道や船舶利用へ輸送法を転換

【期待される取り組み】

- ・ 温室効果ガス排出量削減の目標および排出削減状況について公表する
 - ・ バリューチェーン(※)全体での温室効果ガス排出量を把握し、その削減のための目標を設定し、具体的な削減策を実行する
- (※)バリューチェーンとは原材料や部品の調達活動、製品の加工・組立、出荷配送、マーケティング活動、顧客や消費者への販売、アフターサービスという一連の事業活動の流れを指します。

④ 汚染防止に向けた廃棄物、排出物の適切な管理と削減

汚染防止のため、人体もしくは環境に影響を及ぼす可能性のある化学物質、廃棄物、排気、排水は、環境中に放出する前に適切に管理、制御、処理を行ってください。これらの安全な取り扱い、輸送、保管、再利用に関する手順を定め、環境への偶発的な漏洩または、放出を防止し、環境、従業員、地域住民等への影響を最小化するための仕組みを備えるよう努めてください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 現地法令等に基づいた化学物質の取扱い(輸送および保管)、廃棄物の処理、排気、排水を行うための方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- ・ 排水処理設備や排気設備などの汚染防止関連設備を設置している場合、定期的なメンテナンスを行い、メンテナンス記録を保管する
- ・ 化学物質量や廃棄物量、大気・水質・土壌等の汚染物質の排出を削減するための定量的な目標を定める
- ・ 化学物質量や廃棄物量、大気・水質・土壌等の汚染物質の排出量を定期的に測定・記録し、目標達成に向けた進捗を管理する
- ・ 化学物質量や廃棄物量、大気・水質・土壌等の汚染物質の排出削減に向け、製品・事業活動・業務プロセスの見直し、改善を図る

【期待される取り組み】

- ・ 偶発的な漏洩または放出が生じた場合の影響を評価し、環境、従業員、地域住民等への影響を最小化するための仕組みを構築する

- 化学物質およびその他の有害物質からの雨水汚染を防止するための、雨水管理計画を策定する

⑤ 持続可能な資源の活用および生物多様性への影響抑制

あらゆる資源(エネルギー、生物資源(※)、水資源)の消費の低減と効率利用に関する仕組みを備えてください。生物多様性への影響を特定・評価し、影響を防止・軽減するための取り組みをお願いします。

(※)生物資源とは、人類が有効利用可能な動物、植物、微生物のすべてを指す広範な概念です。

【期待される取り組み】

- 持続可能な資源の活用のために、エネルギー使用量および水使用量の削減または効率的な利用に関する方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- 持続可能な資源の活用のために、サステナブル認証マークを取得した原料調達を考慮する
- 工場の新設・増設、農地開拓等を行う場合に、生物多様性への影響を特定・評価し、影響を防止・軽減するための対応策を講じる

4. プライバシーと機密性

大塚グループは、プライバシー保護の姿勢および指針を明確にするために「大塚グループ・グローバルプライバシーポリシー」を制定するとともに、各国のプライバシー保護に関する法律や規則等に応じて、関係規定の整備や管理体制の見直しを行い、プライバシー保護の強化に努めています。

大塚グループ・グローバルプライバシーポリシー

① 機密・非公開情報の保護

サプライヤーとして、大塚グループ各社、その従業員、取引関係のある企業、ならびに患者さんや顧客に関する情報を含む、機密情報を保護する義務を遵守するよう努めてください。不注意または故意による不正な情報漏洩リスクから情報を保護するとともに、機密情報の収集、使用、移転および保持に関するあらゆる要求事項を遵守いただきますようお願いいたします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 顧客・第三者の機密情報の保護および漏洩防止に関する方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- 機密情報の収集、使用、移転および保持に関して、適用されるすべての法令および要求事項を遵守しているかを確認する手順を定め、定期的に確認する

② プライバシーの尊重とデータの保護

適切な事業目的のために、個人データの利用が必要となる場合、個人情報の収集、保持、保全、開示および利用について、関係法令に準拠ください。合理的な管理(国や地域により異なる)および暗号化を用いて、不注意による紛失または不正な開示を防止することにより、個人情報の機密性を確保するよう努めてください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 個人情報の保護および漏洩防止に関する方針または手順を定め、それが適切に行われているか確認する仕組みを構築する
- 個人情報の収集、保持、保全、開示および利用に関して、適用されるすべての法令等を遵守しているかを確認する手順を定め、定期的に確認する

【期待される取り組み】

- 法令等で求められる場合、定められたアクセス権、訂正権、消去権、取扱いの制限権、データポータビリティ権(※)などの個人の権利を尊重する

(※)データポータビリティ権とは、事業者等に自ら提供した個人データを本人が再利用しやすい形式で受け取る権利、および技術的に実行可能な場合には別の事業者等に対して直接個人データを移行させる権利を指します。

③ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティに関する方針を策定、明文化、運用するとともに、教育・研修により従業員の意識向上を図るよう努めてください。また、様々なサイバー攻撃に備え、アクセス制御・脆弱性管理・脅威のモニタリング等の対策を実施し、リスクを最小限に抑える活動の継続をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 情報セキュリティに関する方針を策定、明文化、運用し、教育・研修により従業員の意識向上を図る

【期待される取り組み】

- サイバー攻撃に備え、アクセス制御・脆弱性管理・脅威のモニタリング等の対策を実施する

5. 品質の確保と卓越した業務

大塚グループは、常に顧客第一を考え、医薬品、食品、化学製品、化粧品などの事業特性に合わせグループ会社間の連携と協業で顧客の信頼に応える製品の創造を追求しています。法令や行政・業界基準(医薬品医療機器等法、食品衛生法など)に準拠するとともに「ISO9001(品質)」「ISO22000」「FSSC22000」(食品安全)などの認証の取得を進め、法規制の遵守を超えた Quality Culture の醸成を推進し、患者さん・お客さまに安全・安心な製品を安定供給するために、グループ各社品質方針を策定し、トップマネジメントのもと継続的に製品・サービスの品質向上に向けた取り組みを行っています。

大塚グループの生産・品質/安全性管理

① 品質と業務の管理

患者さんや顧客の安全と健康を守るために、合意された品質の製品やサービスの提供をお願いします。製品・サービスに関する仕様、設計、数量、納入条件を含む契約条件は、承認なく変更しないでください。また、適用されるすべての法令や品質管理規制に準拠した業務の遂行をお願いします。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 製品とサービスの品質・安全性に関して、適用されるすべての法令や品質管理規制(適切な製品表示を含む)に準拠し、業務が遂行されているかを確認する手順を定め、定期的に確認する
- 大塚グループ各社との間で合意された契約条件を承認なく変更しない
- 提供される製品は大塚グループ各社とサプライヤーによる合意に基づき承認された仕様に合致する

② 継続的改善と事業継続

自社の内部統制の改善、およびそれらの要求事項の充足を継続的に促進するプロセスと管理体制の構築をお願いします。また、事業継続計画の整備により、大塚グループを代表して遂行する業務を補完し、重要機能の復旧と回復を確実にするとともに、業務の中断を最小限に抑えるよう努めてください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 気候変動に伴う異常気象、自然災害、ウイルス蔓延などに対するリスク低減を目的とした事業継続

計画を保持する

- 安定供給の情報(上流に位置するサプライヤーを含めた生産能力や実績など)を必要に応じて開示する

6. 責任ある原材料調達

大塚グループは、国連グローバル・コンパクト(UNGC)署名企業として、UNGC で定められた「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の 4 分野を普遍的な価値として支持しています。これらの価値への継続的な支持と大塚グループの企業理念“Otsuka-people creating new products for better health worldwide”に基づきサステナブル調達の取り組みを推進し、企業価値の向上とともに社会への貢献を図るため、グループ横断の「大塚グループ 調達方針」のもと活動を行っています。

[大塚グループ調達方針](#)

大塚グループの製品開発や製造および調達のサプライチェーンに関わるビジネスパートナーの皆さまには、責任ある調達を確実にするプロセスと手順の維持が期待されています。直接的または間接的に武装組織もしくは重大な人権侵害の加害者に資金をもたらす調達品や違法な森林伐採や環境破壊につながるような調達品の購入は避けてください。大塚グループ各社から依頼をさせていただいた場合には、調達品目の出所・由来を示す情報を提供いただくようお願いいたします。なお、留意すべき調達品目の例として、鉱物(スズ、タンタル、タングステン、金など)や農作物(カカオ、パーム油など)がありますが、これらに限定されるものではありません。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- 大塚グループ各社より調達品目の出所・由来を示す情報の提供を要請された場合、情報提供に協力する
- 調達品に重大な人権侵害や環境破壊に関連する懸念がある場合には、使用回避に向けた対策を講じる

(取り組み例) 認証品または認証基準に則った製品の調達の拡大

【期待される取り組み】

- 以下の調達品が、直接的または間接的に、重大な人権侵害や環境破壊に関与していないか、定期的に確認する
 - 鉱物(スズ、タンタル、タングステン、金など)
(取り組み例)CMRT や EMRT(※)を利用し鉱物調査を定期的を実施
 - 乳製品、パーム油、カカオなどの人権・環境リスクが高いことが懸念される原材料
(取り組み例)調達先に対するアンケート調査・現地調査による生産地域の状況把握、トレーサビリティの確保
- (※)紛争鉱物調査の様式。CMRT (Conflict Minerals Reporting Template), EMRT (Extended Minerals Reporting Template)

7. 管理体制の構築

持続可能な責任ある調達(サステナブル調達)活動は、一社、一業界で成しえるものではありません。大塚グループはサプライヤーの皆さまと協力し、共にサプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に取り組み、双方の企業価値の向上を目指しています。そのために、サプライヤーの皆様にも、本ガイドラインの主旨に沿ったお取り組みを推進するための社内教育機会の提供や体制の構築をお願いいたします。

① 教育および能力の開発

経営者および従業員が本ガイドラインに記載されている事項に取り組めるよう、知識、技能および能力を適切なレベルに高めるための教育プログラムの整備をお願いします。

【期待される取り組み】

- 経営者と従業員が知識、技能、能力を高めるための周知・啓発に向けた取り組みを行う

- (取り組み例) 倫理観や法令等に関する基礎知識を得るためのコンプライアンス研修
情報漏洩などのインシデントを防ぐための情報セキュリティ研修
人権、環境、サステナブル調達等を含めたサステナビリティ関連の研修
関係法令等やルール改正に関する担当者向けガイドブックの作成

② モニタリング

自社のビジネスパートナー(※)の選定において、本ガイドラインの適用をご検討ください。大塚グループ各社は、サプライヤーの本ガイドラインへの遵守状況を確認するために、関連情報の提供を要請し、継続的なモニタリング活動を行います。ご協力をお願いいたします。

(※)ビジネスパートナーとは、商業主体が何らか取引関係を有する他の商業主体を意味します。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 自社のビジネスパートナーに対して、本ガイドラインの要求事項またはそれと同等と考えられる基準を遵守するよう働きかける
- ・ 大塚グループのモニタリング活動に協力いただく

【期待される取り組み】

- ・ 自社のビジネスパートナーを選定する際、本ガイドラインの要求事項またはそれと同等と考えられる基準への遵守状況を考慮する

③ スピーク・アップ・カルチャー - 懸念事項の特定

すべての従業員が、報復、脅迫、嫌がらせの恐れなく、懸念事項または不法行為の疑いを報告できるよう奨励するとともに、そのような報告を調査し、必要に応じて是正措置を講じることができるよう努めてください。また、懸念を機密扱いで報告する方法や情報を従業員に提供し、報告した従業員が報復から保護されることを保証できるよう努めてください。法律で認められている場合には、匿名の報告ルートの提供をお願いします。誠意をもって懸念事項を報告した人に対する報復は容認してはいけません。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 懸念事項または不正行為を報告できる通報・相談窓口を設置し、すべての従業員に周知する
- ・ 通報者の匿名性を確保し、報復の恐れなしに懸念が報告できる体制を構築する
- ・ 報告対象、報告ルートなどの対応プロセス(処理、解決)を明文化し、すべての従業員に周知する

【期待される取り組み】

- ・ 取引先も含めた外部ステークホルダーが利用できる通報・相談窓口を設置する

④ スピーク・アップ・カルチャー - 懸念事項の提起と報告

本ガイドラインからの著しい逸脱、および遂行業務に関連する適用法令・ポリシーの違反もしくは違反の疑いは、すべて報告され、必要に応じた調査の実施に努めてください。報告は、法令等で認められている場合、匿名で行う事ができますが、適切な対処を行うために、報告には十分な詳細情報が含まれる必要があることをご理解ください。

【必ずお取り組みいただきたい項目】

- ・ 法令違反や本ガイドラインからの著しい逸脱が疑われる場合には、事実関係を確認したうえで、原因を調査し、再発防止対策を行う
- ・ 大塚グループの従業員または大塚グループを代表する者が、違法行為またはその他不正行為を行ったと判断される場合には、各社のプロセスに従って、速やかに大塚グループに報告する

改定履歴

2020年9月 制定

2021年6月 一部改訂

2022年7月 一部改訂

2024年5月 改定